

【ポスター発表】

ロンドンにおける Mental Capacity Act2005・行動指針に基づく権利擁護実践

- わが国の成年後見活動への活用の可能性 -

東海大学 西原留美子 (03017)

佐久間志保子 (和泉短期大学・04678)

キーワード: Mental Capacity Act2005・行動指針、権利擁護、成年後見

1. 研究目的

わが国の成年後見制度は、判断能力が不十分な人の本人意思を尊重した自己決定の尊重と保護の調和を図ることを理念としている。成年後見人等の基本的な行動原理としては、民法第 858 条に「身上配慮義務」が規定されているが、成年被後見人等の最善の利益（ベスト・インタレスト）を判断する際の具体的な行動指針とは言い難く、実際には最善の利益が何かの判断は個々の成年後見人等に委ねられているのが実情である。

上山（2008）は、本人の保護というパターンリズム的な要素と、自己決定の尊重や現有能力の活用といった自己決定主義的な要素は、基本的に向かっているベクトルが逆であるため、常に本質的な緊張関係にあり、本人意思尊重と本人保護のバランス調整は困難を極める作業であると指摘している。本人保護に偏り過ぎると、本人の権利侵害にも繋がる。筆者らは社会福祉士としての自らの成年後見活動や、社会福祉士を対象とした聴き取り調査（2007、2008）を通して、実践に即した具体的な行動指針が必要であると考えていた。

イギリス（イングランド及びウェールズ）では、Mental Capacity Act2005（MCA2005）・行動指針（Code of Practice）が、成年被後見人等の最善の利益を判断するための実践的ガイドラインとして存在する。菅（2007）は、行動指針は本人の意思や感情を尊重し、本人参加のもと、周囲の者が自らの後見（自己決定支援）行為を日常的に見直すための確認事項であると述べている。わが国では判断能力が不十分な本人を代理して、本人の最善の利益を判断する作業を、より適正に実施するための具体的な指針が未整備である。そこで先行事例としてイギリスにおける行動指針の運用の実際を学び、わが国の成年後見をはじめとする権利擁護実践への活用の可能性を模索することを目的として研究を行った。

2. 研究の視点および方法

イギリスにおける行動指針の運用の実際を明らかにするため、2010年8月2日から8月19日にロンドンを中心とした関係機関を訪問し、聴き取り調査を行った。調査の実施に際しては、現地協力者（社会福祉士）に調査目的を伝え、行動指針を活用して権利擁護実践を先駆的に行っている関係機関への交渉と訪問調査時の通訳を依頼した。

訪問先は、ケンブリッジハウス（IMCA サービスプロバイダー）、COP（保護裁判所）、OPG（公的後見局）、Action for Advocacy（IMCA サービス実施者への研修実施機関）、Social Care Institute for excellence（ソーシャルワークの研究機関、ベスト・インタレストに関する

る良い実践例の収集等)、Leonard Cheshire Disability が経営する重度知的障害者のケア・ホーム Park Side、Westminster Council (行政)、Lambeth Council (行政)、Marsh Day Services & Willow Day Services(認知症高齢者デイサービスセンター)、Maudsley Hospital (精神科病院)、St Georges Nursing Home (認知症高齢者老人ホーム)である。

現地協力者を介してあらかじめ質問項目を送付し、調査で聴き取った内容は録音した。帰国後テープ起こしをして、行動指針の活用に関する内容を中心に抽出した。主な質問項目は、機関の活動内容の全体像、行動指針に直接関わりのある活動内容、行動指針に沿った支援の実際、行動指針に関する研修や啓発活動、行動指針運用上の課題等である。

3. 倫理的配慮

訪問調査先には、事前に研究の目的と質問項目を書面で示し承諾を得た。調査開始時には録音を行うこと、聴き取った内容を日本で発表することを口頭で説明し、了解を得た。なお利用者等の個人情報の記載に関しては、個人が特定できないよう配慮した。

4. 研究結果

訪問調査では、関係者が行動指針を遵守することで、判断能力が不十分な人の権利擁護の実現に真摯に取り組んでいる実際を聴き取ることができた。具体的には、行動指針に基づき本人の意思決定能力をアセスメントしていること、本人を中心に関係者が一堂に会して行うベスト・インタレスト・ミーティングを実施して本人の最善の利益を判断していること、家族や友人がいない場合に本人を代弁するシステム(IMCA サービス)が存在し行動指針に基づき実践を行っていること、関係者への行動指針に関する研修の実施と研修プログラムや教材開発が行われていること、良い実践の蓄積や監査・評価の仕組みがあることなどがあげられる。いずれも、MCA2005の基本原則とそれを具現化した行動指針を関係者が共通認識するよう努め、有効なツールとして活用していた。「行動指針はバイブル」「行動指針があることで支援者がエンパワメントされた」「共通言語ができた」など、関係者は総じて高く評価していた。また虐待や自由拘束については、関連法とその行動指針にとりわけ厳密に従って権利擁護実践を行っていることがわかった。

調査から得られた、わが国の成年後見をはじめとする権利擁護実践への示唆としては、判断能力が不十分な人の意思決定能力を全面的に否定するのではなく、本人による意思決定を最大限支援し、限定された意思決定に関わるというエンパワメントの考え方が根底にあり実践していること、最善の利益の判断には本人参加と関係者の協議を経るプロセスを重視していること、最善の利益は本人の自由の束縛が最小限の方法を選択すること、行動指針という「共通言語」をもち関係者が尊重していること、COP(保護裁判所)が最善の利益に関する最終的な判断を行う機関として機能していることなどがあげられる。

<文献> 上山 泰(2008): 専門職後見人と身上監護 民事法研究会 p34

西原・佐久間(2007・2008): 東海大学健康科学部紀要第13号 pp9 18、同紀要第14号 pp83 90

菅 富美枝(2007): 英国成年後見制度における身上監護 実践成年後見 23 民事法研究会 pp15 29